平成２１年（フ）第３２４号
茨城県常総市大房684番地２　サニーレジデンスＣ―202号、前住所千葉県我孫子市柴崎台１丁目10番20―304号
債務者　梶谷　智和
１　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第３３４号
茨城県筑西市村田1843番地９　中里アパート211、前住所茨城県筑西市玉戸1532番地84
債務者　竹村　栄司（旧姓高本）
１　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第３３５号
茨城県猿島郡境町大字下小橋527番地６
債務者　リマヨ　エリック（ＬＩＭＡＹＯ　ＥＲＩＣ　ＯＲＥＩＲＯ）
１　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第３３６号
茨城県猿島郡境町大字下小橋527番地６
債務者　野村久美子
１　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第３４３号
茨城県筑西市小川1391番地433
債務者　堀江　　守
１　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第３４５号
茨城県常総市豊岡町丁1196番地５
債務者　寺下　榮子
１　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第６６号
千葉県館山市西川名1309番地の３
債務者　北山　豊美
１　決定年月日時　平成21年12月15日午後０時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２１年（フ）第７４７号
川崎市川崎区田島町５番４号　ハイツ荒川102
債務者　佐原　廣二
１　決定年月日時　平成21年12月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第７５８号
川崎市高津区末長223番地　渋谷ハイツ201、前住所川崎市高津区子母口489番地　ラフィネ木嶌103
債務者　今村　　栄
１　決定年月日時　平成21年12月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第２６５号
富山県高岡市高陵町７番７号
債務者　ナカヤマ創電こと　中山　謙治
１　決定年月日時　平成21年12月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第５３９号
金沢市長土塀３丁目18番12号、従前の住所東京都杉並区和泉４丁目18番５号
債務者　大田　　司
１　決定年月日時　平成21年12月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第６３８号
石川県石川郡野々市町御経塚５丁目43番地県営18―14
債務者　松村　雅子
１　決定年月日時　平成21年12月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第１４３号
岐阜県可児市下恵土5294番地１　レオパレス豊田206
債務者　池田　喬太
１　決定年月日時　平成21年12月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２１年（フ）第８３０号
兵庫県加西市鶉野町2161番地の１
債務者　松本　　勝
１　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第４４４号
奈良県橿原市地黄町40番地の１田中住宅３号
債務者　五十嵐八重子
１　決定年月日時　平成21年12月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第５２０号
奈良県橿原市白橿町５丁目１番21―305号
債務者　矢追　彰予
１　決定年月日時　平成21年12月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第５３０号
奈良県北葛城郡王寺町本町５丁目６番37号
債務者　森　　充穂
１　決定年月日時　平成21年12月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第５３１号
奈良県葛城市柿本81番地14
債務者　西元　昌也
１　決定年月日時　平成21年12月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係